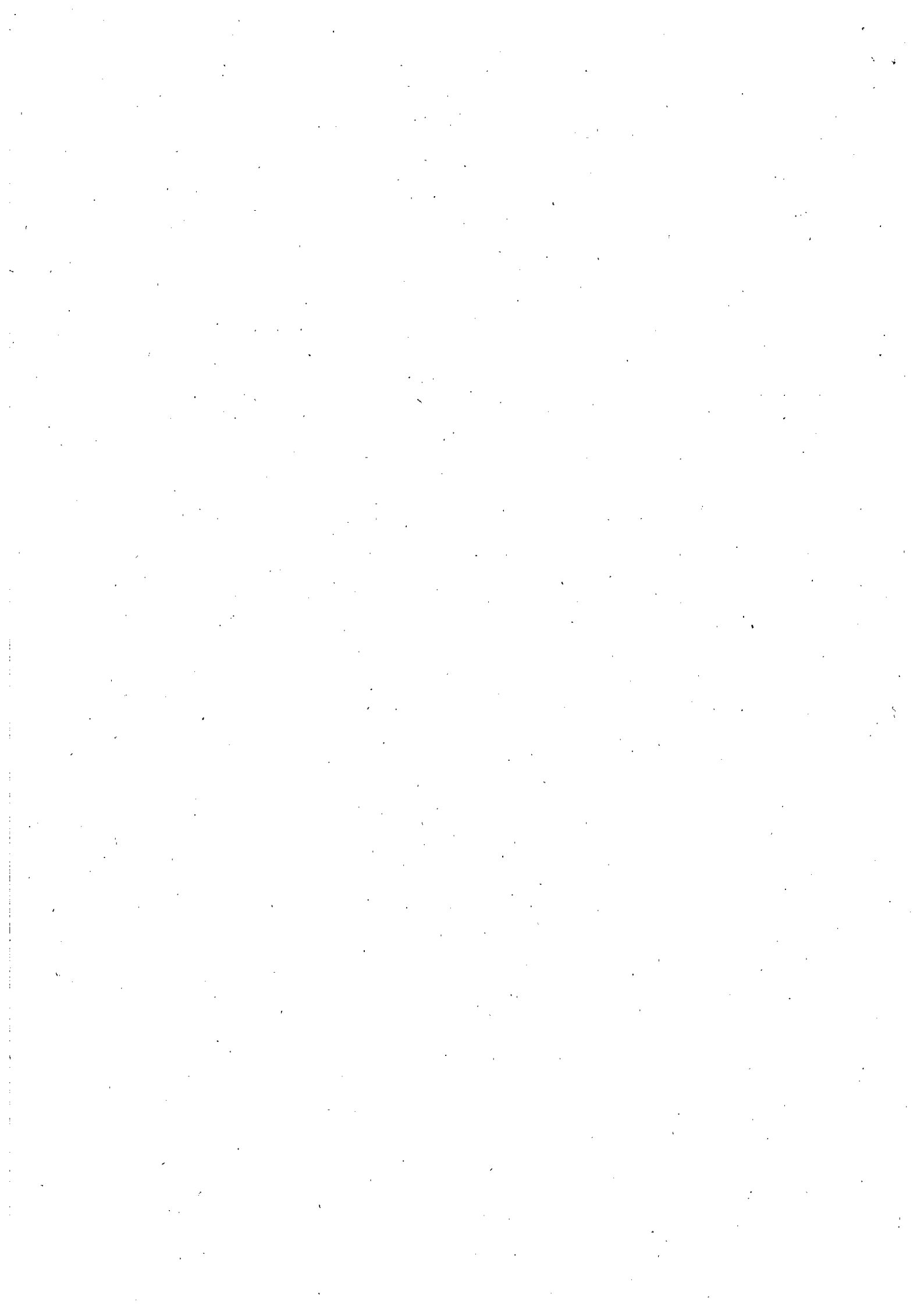


令和2年11月市議会 総務委員会資料

所管事項調査

【目次】

	ページ
1 建設工事に係る経営事項等審査基準（発注者別評価点） の見直し……………	1
2 競争入札参加者の資格要件見直し……………	3
3 建設工事の請負契約における下請代金等未払い業者に 対する取扱いについて……………	4
4 工事の施工時期の平準化に係る取組みの状況について…………	5
5 市有地の処分について……………	6～9
6 訴訟の現況について……………	10



1 建設工事に係る経営事項等審査基準（発注者別評価点）の見直し

(1) 総合評定値と発注者別評価点

公共工事の発注における企業評価の基準は、経営事項審査の総合評定値と発注者別評価点に分けられる。

建設業法の規定により公共工事を受注しようとする建設業者に義務付けられた、経営に関する客観的事項に係る経営事項審査の総合評定値（経営状況及び経営規模等を数値により評価）と、発注者ごとに評価する事項についての評点である発注者別評価点を合わせて総合点を算定し、競争入札参加資格の審査を行っている。

(2) 発注者別評価に個人住民税特別徴収実施を加えた経緯

建設工事の競争入札参加資格認定において、平成22年4月から経営事項等審査基準の発注者別評価項目に個人住民税特別徴収実施を加え、市内業者で特別徴収を実施している者の発注者別評価点に5点を加える取扱いを行っている。

これは、所得税の源泉徴収義務がある事業主（給与支払者）は、地方税法第321条の4及び長崎市税条例第28条の2の規定により、特別徴収義務者として個人住民税を従業員から特別徴収する義務があるにも関わらず、特別徴収を実施していない者がいることから、発注者別評価項目とすることで、特別徴収の実施を推進しようとするものであった。

(3) 個人住民税特別徴収実施の現状

平成27年度以降、長崎県と長崎県内全市町が個人住民税の特別徴収を完全実施する取り組みを推進してきたことも相俟って、令和2年10月30日現在、建設工事の市内業者のうち97.6%（平成21年1月20日時点72.9%）の法人は特別徴収を実施している状況にあることから、発注者別評価としての役割は終わったものとする。

参考 建設工事有資格業者数（令和2年10月末現在）

（単位：者）

	市内	認定市内	準市内	市外	計
法人 ①	589	3	65	577	1,234
個人	29			2	31
計	618	3	65	579	1,265
特徴実施法人 ②	575	2	58		
法人実施率 ②÷①	97.6%	66.7%	89.2%		

(4) 個人住民税特別徴収実施の廃止

建設工事の競争入札参加資格の認定において、発注者別評価点（個人住民税特別徴収実施5点）を令和3年度から廃止する。

経営事項等審査基準

事項名	審査方法				
客観的事項	建設業法第27条の23第2項の経営事項審査による。				
発注者別評価	工事成績	工事成績平均点	69点以下	70点以上 75点以下	76点以上
		付加点	70点を減じて得た点数に0.01を乗じ、さらに客観的事項による評点を乗じた点数(小数点以下四捨五入)	0点	75点を減じて得た点数に0.01を乗じ、さらに客観的事項による評点を乗じた点数(小数点以下四捨五入)。この場合において、付加点の上限値は、客観的事項による評点に0.15を乗じた点数までとする。
	指名停止	決算日前2年間に於いて、指名停止を受けた者は、指名停止期間の月数(1月に満たない場合は切上げ)に0.02を乗じ、さらに客観的事項による評点を乗じた点数(小数点以下四捨五入)を100点を限度に減ずる。			
	優秀工事表彰	決算日前1年間に於いて、優秀工事表彰を受けた者は、表彰を受けた建設工事の契約の種類に対して30点を加える。			
	技術職員数	希望する建設工事の契約の種類ごとに、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号)第一の三に規定する技術職員の数に次に掲げる点数を乗じ、それらを合算した点数を80点を限度に加える。 (1) 1級監理受講者 6点 (2) 1級技術者 5点 (3) 基幹技能者等 3点 (4) 2級技術者等 2点 (5) その他の技術者 1点			
	障害者雇用	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしている者に対して20点を加える。 (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者の雇用義務がある者 同法に基づく障害者雇用率を達成していること。 (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者の雇用義務がない者 1年間以上継続して雇用している障害者を1人以上雇用していること。			
	建設業労働災害防止協会	建設業労働災害防止協会へ加入している者に対して5点を加える。			
	個人住民税特別徴収実施	個人住民税の特別徴収を実施している者に対して5点を加える。			
	エコアクション21	エコアクション21の認証・登録がされている者に対して5点を加える。			
	一般事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき、一般事業主行動計画を策定している者に対して5点を加える。			
障害者就労施設等からの物品等調達	申請日の属する月の前月末日以前1年間に於いて、市内の障害者就労施設等から20万円以上の物品等を調達した者に対して5点を加える。				
消防団活動への協力	従業員が消防団員として2人以上入団している事業所で、消防団協力事業所として認定を受けているものに対して10点を加える。				

2 競争入札参加者の資格要件見直し

(1) 目的

所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収（給与天引）することが地方税法に定められており、本来、入札参加の有無に関わらず実施すべきものである。

市が発注する契約案件は、市税を使って行う事業である以上、それを受注する事業者には、税法上の義務を遵守してもらう必要があることから、原則として個人住民税の特別徴収を実施していることを競争入札参加申請の要件とする見直しを行う。

(2) 見直し内容

全ての競争入札参加申請（建設工事、建設工事に係る測量・建設コンサルタント業務等、物品製造等）において、地域区分の「市内」、「認定市内」及び「準市内」での登録については、長崎市在住^{*}の従業員（給与所得者である代表者を含む。）がいない場合（長崎市隣接市町在住の従業員がいない場合を除く。）、個人事業主の事業専従者のみである場合などを除き、長崎市の個人住民税を特別徴収していることを要件とする。

在住^{*}には、住民登録地のほか居所（生活の本拠地）を含む。

(3) 実施時期

令和3年度の申請から実施する。

参考 有資格業者数（令和2年10月末現在）

（単位：者）

名簿区分	地域区分	市内	認定市内	準市内	市外	計
	建設工事	法人	589	3	65	577
個人		29			2	31
計		618	3	65	579	1,265
建設コンサル	法人	79	1	67	328	475
	個人	6				6
	計	85	1	67	328	481
物品製造等	法人	938	19	264	944	2,165
	個人	185			14	199
	計	1,123	19	264	958	2,364

3 建設工事の請負契約における下請代金等未払い業者に対する取扱いについて

(1) 概要

建設工事の請負契約における元請業者から下請業者等への請負代金等の支払については、基本的には契約上の債権債務に関することであり、当事者間での解決が原則であるが、建設工事の適正な品質確保及び円滑な進捗を図るため、また、建設工事業の担い手の確保や育成のためには、下請負人等に対し、請負代金等が適正に支払われる必要がある。

そこで、令和2年10月1日施行の改正建設業法において、下請代金の未払等の事実について、国、都道府県、公正取引委員会及び中小企業庁へ通報した下請業者に対し、元請人が不利益な取り扱いをしてはならない旨の規定がなされたことなどの社会情勢を踏まえ、建設工事の請負契約における下請代金等の未払いを確認した業者に対して、次のとおり取り扱う。

ア 対象者

長崎市発注に限らず、国、地方公共団体等及び民間の発注工事も含む建設工事において、下請代金の未払いを知る者からの報告に基づき、簡易裁判所による下請代金等の仮執行宣言付支払督促正本の写し等により下請代金等の未払いを確認した者

イ 対象となる下請代金等

建設工事の下請契約に係る下請代金、資材提供の契約に係る代金など、当該建設工事の施工のため元請業者と直接契約した者に支払われるべきもの

ウ 取扱い

長崎市が発注する建設工事等において、下請代金等の支払が確認できるまでの間、次の措置を講ずる。

- (ア) 入札に参加させないこと。
- (イ) 随意契約の相手方としないこと。
- (ウ) 下請業者としての業務を行わせないこと。

(2) 実施時期

令和3年1月1日以降に公告する制限付一般競争入札から実施する。

4 工事の施工時期の平準化に係る取組みの状況について

(1) 平準化に係る取組み状況について

令和2年度は、4月から6月までの平均稼働本数は、平成30年度と比較して28本の増となった。また、契約本数では、平成30年度と比較して4月から10月まで115本の増となった。

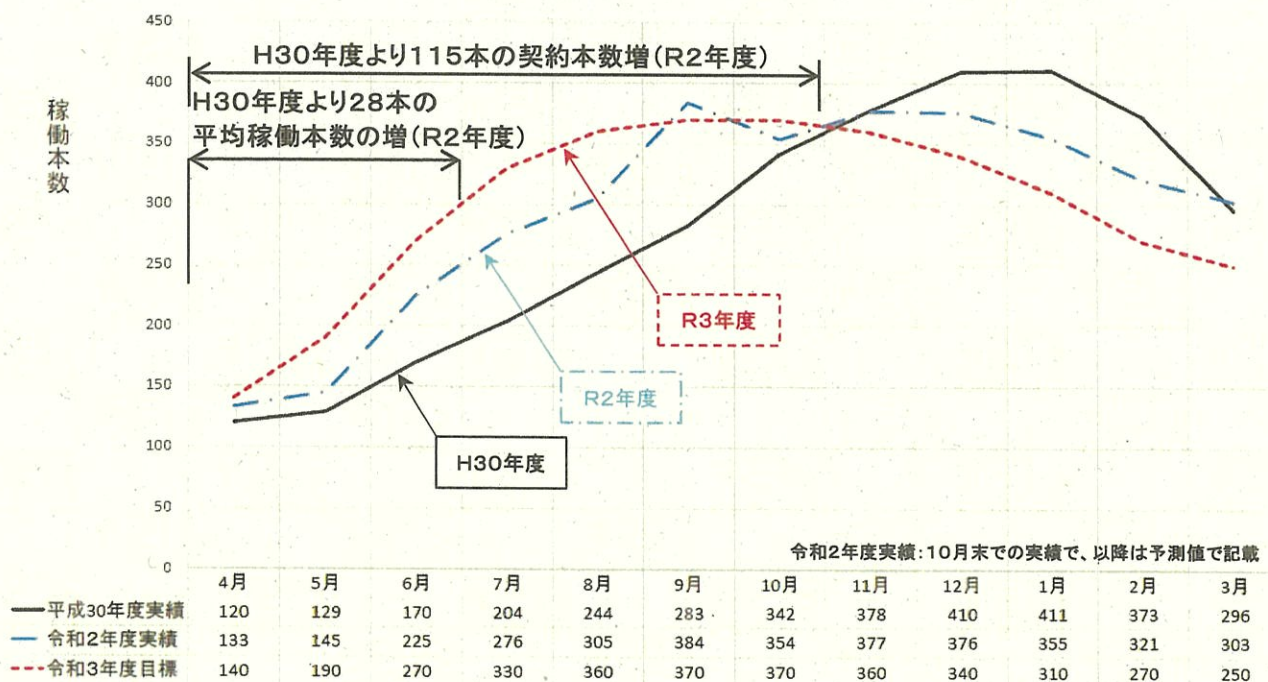
令和3年度は平準化率0.7を目標とし、4月から6月までの平均稼働本数を平成30年度と比較して、**60本程度の増**としたい。

令和2年度の工事契約状況

単位：本数

	1～3月合計	4～6月合計	4～10月合計
H30年度実績	74	72	332
R2年度（実績）	65	131	447
R3年度（目標）	78	168	470

月別工事稼働本数(平成30年度実績・令和2年度実績・令和3年度目標)



※参考

国は地方自治体に対し、平準化率の目標値として0.8を推奨しており、長崎市では4月から6月までの工事閑散期に工事稼働本数を増やすため、**令和2年度から令和4年度までの3年間で次の施策を実行**し、以後継続していくこととしている。

施策	目標
① 前年度末までに設計積算を完了し4月、5月に契約となる 早期発注 を行う。	平成30年度（平準化率0.5）の実績をベースに4～6月期の平均稼働本数を 令和2年度 … 30本程度増加（平準化率0.6） 令和3年度 … 60本程度増加（平準化率0.7） 令和4年度 … 100本程度増加（平準化率0.8）
② 債務負担行為等の活用 による閑散期（4～6月）の工事稼働件数を増加させる。	

5 市有地の処分について

市有地売払いの結果報告

物件	所在地	地目	地積	予定価格	売却価格	処分方法	相手方
1	長崎市牧島町759番3	雑種地	19.00 m ²	213,000 円	250,000 円	随意契約	個人
2	長崎市牧島町775番3	雑種地	10.00 m ²	100,000 円	120,000 円	随意契約	個人
3	長崎市田中町1968番3	雑種地	52.00 m ²	327,000 円	344,000 円	随意契約	個人
4	長崎市西山3丁目404番7 外1筆	宅地	6.67 m ²	97,000 円	100,000 円	随意契約	個人
合 計		(土地)	87.67 m ²	737,000 円	814,000 円		

※「地目」は登記簿の地目を記載。

